

【参考】特定都市鉄道整備積立金制度

この制度は、朝夕の通勤・通学時に利用者が集中する混雑を緩和するための大規模な輸送力増強工事を促す仕組みです。工事に要する費用の一部を積立金としてあらかじめ運賃に上乗せして収受した上で工事費の一部に充当し、借入金利息の負担を減少させるとともに、工事完了後に積立金を取り崩すことにより減価償却費などの費用の急増を緩和し、運賃の上昇を平準化・軽減することができるため、利用者・鉄道事業者双方にメリットがある制度として、1987年度から関東の大手民鉄5社（東武、西武、京王、小田急、東急）で活用されました。しかし近年、本制度活用の計画がなく2005年の租税特別措置法の改正に伴い非課税措置が廃止されたため、2005年に認定を受けた東急東横線（渋谷～横浜間改良工事）が最後の認定となっています。

